

2023年9月9日、商工交流会、基礎講座「インボイス対応を学びあう」レジュメ

「インボイス廃止運動から消費税廃止運動へ」

元静岡大学教授・税理士 湖東京至

1 免税事業者のインボイス登録は進んでいない

- ① 2023年7月末日現在、登録件数は342万件⇒うち法人登録件数が206.7万社、個人事業者135.3万人。法人数は全体で287万社あり、206.7万社は72.0%にあたる。
- ② 個人事業者数はフリーランスなど免税事業者を含めると1600万人いる。⇒135.3万人は8.5%にしかない⇒個人事業者で消費税の課税事業者数は115万人いる⇒免税事業者で登録した者がいかに少ないかがわかる。
- ③ 免税事業者の登録が進まない理由⇒インボイス制度の周知がされていないことと、インボイス制度に対する激しい抵抗があるから。
- ④ 登録取下げ件数も1万件を超える。

2 必要な登録者数をフランスの例から推定すると

- ① フランスのインボイス登録事業者数(付加価値税申告件数)は390万件(2021年現在、フランス財務省統計資料による)。
- ② フランスの人口は日本のほぼ2分の1⇒390万件×2=780万件必要⇒免税事業者の登録が少なくともあと400万人必要⇒不可能。

3 インボイス制度にどう対応するか、免税事業者の場合

- ① 大前提として、免税事業者は登録申請をしない⇒今までどおり所得税の申告だけを行う、帳簿も請求書も今までのものでよい。
- ② 取引先が免税事業者(1千万円以下)や簡易課税選択事業者(売上5千万円以下)ならインボイス不要。
- ③ 親会社・取引先から番号登録のアンケートや番号を知らせろと言われたら、「今、検討中です。必要なら9月末までに登録するので御心配なく」と答える⇒親会社から「登録しないなら、価格を引き下げる」とか、「取引をしない」と言ってきたら、「独禁法、下請法違反になりますよ」と抵抗する⇒親会社は3年間80%仕入税額控除ができることを指摘して交渉。
- ④ 親会社がうるさくてどうしても登録せざるを得ない場合⇒9月になったら「適格請求書発行事業者の登録申請書」を国税局に提出する⇒国税局から番号が来るのは3~4か月後になるが、遡って親会社に知らせても10月1日から有効⇒併せて事務負担が楽なので「簡易課税制度選択届出書」を提出するかどうか検討する。

4 インボイス制度にどう対応するか、課税事業者の場合

- ① 原則課税事業者の場合⇒法人のインボイス番号は現在ある13桁の法人番号の頭にIを付けるだけ⇒いつ登録申請しても実害は少ない⇒問題は下請けや支払先が課税事業者か免税事業者かによって消費税の納税額が違ってくる⇒免税事業者に支払った場合、消費税納税額が増えるので要注意⇒ただし、3年間は80%、その後の3年間は50%控除が可能なので、自己負担とのバランスを見ながら免税事業者と取引するか否かを判断。
- ② 簡易課税選択事業者の場合⇒法人のインボイス番号は現在ある13桁の法人番号の頭にIを付けるだけ⇒いつ登録しても実害は少ない⇒下請けや支払先に登録しない者がいても、簡易課税は仕入税額控除をみなし仕入率(40%~90%)で行うので、いままでどおり何もしなくてもよい。

5 インボイス制度でいくら増税になるか

- ① 政府の増収は平年度で1兆円と試算される(表1参照)⇒免税事業者の登録が進まないと親会社(課税事業者)が負担することになり、増収額はさらに増えることになる⇒税収面からみれば、政府は免税事業者の登録が進まなくても痛くも痒くもないわけ。
- ② 免税事業者が簡易課税を選択して課税事業者になった場合の納税額の簡便計算式(下の計算式参照)。

[通常年、簡易課税選択]

$$\begin{matrix} \text{(税抜年間売上)} & & \text{(みなし仕入率)} & & \text{(税率)} & & \text{(納税額)} \\ \text{万円} & \times & (1 - \text{税率}) & = & \text{万円} & \times & 10\% = \text{万円} \end{matrix}$$

	小売業 0.02				
(税抜年間売上)	製造業 0.03	(納税額)			
万円	× 飲食業 0.04	=	万円		
	自由業 0.05				
	不動産業 0.06				

[政府提案3年間2割特例 簡易課税、原則課税に関係なく]

$$\begin{matrix} \text{(税抜年間売上)} & & \text{(特例仕入率)} & & \text{(税率)} & & \text{(納税額)} \\ \text{万円} & \times & (1 - 80\%) & = & \text{万円} & \times & 10\% = \text{万円} \end{matrix}$$

	(納税額)				
(税抜年間売上)	万円	× 0.02	=	万円	

[個人の令和5年分、3か月分]

	(納税額)				
(10~12月の税抜売上)	万円	× 0.02	=	万円	

6 インボイス廃止運動から見てきた消費税の本質的性質

- ① インボイス廃止運動から消費税の本質的性質が明らかに⇒経済評論家の三橋貴明氏⇒「『STOP!インボイス』をはじめとした反対運動が、その本体である消費税の議論も始まってしまったことだ。これは財務省にとって決定的なミスだ」と述べている(2023年7月5日号、『税理士新聞』)。
- ② 中村裕之自民党衆議院議員⇒「小売業者が消費者から受け取った金額は単なる価格であり、消費者は消費税を負担していない。消費者からの預り金ではないのだから益税は存在しない。…消費税は税負担者も納税義務者も一緒だから直接税だ」と指摘(2023年6月25日、『税理士新聞』)。
- ③ 国民民主党、古川元久衆議院議員⇒「消費税を負担するのは消費者だと言われるが、法律上、消費税の納税義務者は事業者であり、消費税は事業者の売上に対する外形標準課税」だと述べている(2023年6月1日号、『日本税政連』)。
- ④ れいわ新選組、たがや亮衆議院議員⇒「消費税は本当に間接税なのか、直接税じゃないのか。…政府の見解は預り金ではないということだ(2023年2月10日、衆議院内閣委員会)。
- ⑤ 財務省・国税庁⇒「原材料、メーカー、卸売り、小売りと次々に転嫁し、最終的に消費者が負担する間接税」だという⇒多くの国民がこの説明のとおりの間接税だと錯覚させられている⇒消費税はそんな綺麗な間接税ではなく、直接税に近い税制であることが明確に。

7 消費税が間接税でなければ逆進性はない?

- ① 消費税は「所得の低い者の負担率が高く逆進性が強い不公平税制だ」と言われる⇒消費税の本質的性質が直接的な税制であり、消費者は消費税を税金として負担しているのではなく、物価の一部として負担しているに過ぎない⇒税金として負担していないのなら、消費者間に税の逆進性が存在しないことになる⇒「消費税は逆進性が強い税制だ」と言えず、消費税反対闘争のスローガンから「税の逆進性」を削除しなければならない。
- ② だが、消費者が「消費税分を負担しているのは事実」⇒消費者には「物価を押し上げる消費税増税反対」とのスローガンの下、物価値上げ反対闘争の一環として消費税廃止運動を共闘してもらおう。
- ③ 消費税の逆進性は中小・零細事業者と大企業間に顕著にみられる⇒消費税は10%の平均税率だから税負担は逆進性となる⇒消費税の課税標準は事実上給与だから、人件費率の高い労働集約型の中小企業の税負担率は、資本集約型の大企業より高くなる⇒消費税は輸出ゼロ税率により輸出版売の多い大企業に還付金があるが、国内販売中心の中小企業には還付金がない⇒結果として、消費税の納税に苦しむ中小企業に滞納が多発し、倒産の引き金になっている。

8 消費税の原型、シャウプの「附加価値税」はなぜ生まれたか

- ① 消費税＝付加価値税の原型は1950年(昭和25年)、シャウプ勧告の中で事業税(直接税)にかわる道府県民税として提言(『シャウプ使節団、日本税制報告書』第2巻第13章A事業税)。
- ② シャウプの「附加価値税」の導入目的→事業税は赤字法人に課税できないため赤字でも課税できる仕組みを提案→その理論的根拠は、地方税は応能負担原則ではなく応益課税原則を適用すべきだというもの。
- ③ シャウプの「附加価値税」の納税義務者→事業を行う個人または法人→標準税率は第1種事業は4%、第2種・第3種事業が3%→課税標準は事業の「附加価値」→「附加価値」の算出方法は控除法と加算法の二方法→控除法は事業年度の総売上金額から特定支出金額を控除して求める方法→現在の消費税＝付加価値税にある仕入税額控除方式の原型→加算法は各事業年度の所得金額に給与・利子・地代家賃をプラスして求める方法→現在の法人事業税の付加価値割の原型→控除法により求めた「附加価値額」と加算法により求めた「附加価値額」は一致→「附加価値額」が年9万円未満の小規模事業者に免税点制度あり。
- ④ シャウプの「附加価値」は国会で成立したものの、赤字でも納税させられるとして事業者国民の反対が強く、一度も実施されず1954年(昭和29年)廃案。

9 輸出企業に還付金を与えるためにインボイスを導入したフランス

- ① 1954年フランスが付加価値税(旧付加価値税)を導入→新税ではなく、1936年に導入した「製造業者売上税(taxe à la production、税率10%)」の名称変更。
- ② 「製造業者売上税」は、1948年9月、仕入代金に含まれる同税を控除する仕組み、「分割納付制度(paiements fractionnés)」を採用→これが仕入税額控除方式の原型→この時期の控除対象→周辺取引に含まれる税額まで控除できず、直接原価に限定。
- ③ なぜフランスは1948年に「分割納付制度」(仕入税額控除方式)を導入したのか→1948年1月にガット協定(GATT、関税及び貿易に関する一般協定)締結→ガットは一般協定16条B項で、「製品の輸出版売に対し、……いかなる形式の補助金も支給することを禁止する」と規定→輸出企業に補助金を支給していたフランスは、その支給ができないことになる。
- ④ フランス政府は、財界の要求を受け入れ、輸出版売をゼロ税率で課税し、原価に含まれる「製造業者売上税」を還付する仕組みを提言→「製造業者売上税」なら間接税だから還付可能と主張→仕入税額控除方式は輸出企業に還付金を与えるために導入されたもの。
- ⑤ 1954年にフランスが「製造業者売上税」を旧付加価値税に名称変更した理由→シャウプの付加価値税の控除法に着目し、直接原価だけでなく、周辺取引を含むすべての買入代金に含まれる税額を控除対象にするため。

⑥ 1968年、フランスは旧付加価値税、卸・小売売上税、役務提供税の3つの間接税を1本にまとめて現在の付加価値税を導入⇒旧付加価値税にあったインボイス方式をそのまま仕入税額控除に用いた⇒付加価値税は本来、企業の付加価値に課税する外形標準課税の直接税だが、それでは輸出企業に還付金を与えることができない⇒いかにも間接税らしく見せるために登録番号のあるインボイス方式を採用した。

10 帳簿方式とインボイス方式はどちらがいいのか

- ① 導入の経緯⇒帳簿方式はシャウプの附加価値税の控除法による⇒インボイス方式はフランスが間接税らしく見せるため無理矢理に採用したもの。
- ② 納税計算⇒帳簿方式は事業者が作成する帳簿とそのもとなる請求書等によって算出する⇒インボイス方式はインボイスに記載されている取引額、税額の積上げ計算によって算出する。
- ③ 課税期間⇒帳簿方式では決算期と同じ⇒インボイス方式をとるフランスでは決算期と関係なく、中・大企業は毎月、納税額が4,000ユーロ(約54万円)以下の小規模事業者は暦年1回で前年納税額の4分の1を4月、7月、10月、12月に予定納税。韓国は3か月ごとで、4月、7月、10月、1月に申告・納税する⇒1978年に廃案になった中曽根売上税もインボイス方式をとっていたため、8月、11月、2月、5月の年4回、申告・納税を行うこととなっていた。
- ④ 基準期間⇒帳簿方式では事業年度のスタート時点で判定ができないため、2事業年度前⇒インボイス方式をとるフランスでは、当暦年の課税売上高84,000ユーロ(約1,134万円)または、前暦年の課税売上高81,500ユーロ(約1,100万円)、ドイツは当暦年の課税売上見込高50,000ユーロ(約675万円)または、前暦年の課税売上高68,000ユーロ(約918万円)。
- ⑤ 簡易課税制度⇒帳簿方式では零細業者の事務負担に配慮し5千万円と高い水準⇒インボイス方式をとるフランス、イタリアはすでに廃止、ドイツは前暦年の売上高61,356ユーロ(約828万円)と低いうえ、みなし仕入率も業種を58に細分化したうえ、業種を反映したみなし仕入率を適用。
- ⑥ 管理・調査体制⇒帳簿方式は決算主義をとっているから、管理・調査も原則として法人税・所得税担当が同時に行う⇒インボイス方式では間接税担当が行う国が多い。
- ⑦ 結論⇒事業者にとって利便性が高いのは帳簿方式⇒政府・財務省は帳簿方式の利点、課税期間、基準期間、簡易課税制度、消費税の管理・調査担当職員を直接税担当職員などをそのまま残している⇒政府が導入しようとしているインボイス方式はヨーロッパ諸国の仕組みとは別物の「日本型偽インボイス方式」⇒いい加減な経過措置、特例措置等も含め矛盾が次々に露呈することは必定。

11 輸出還付金制度のための仕入税額控除は廃止すべき

- ① 仕入税額控除方式是認論→多段階課税の売上税では税に税がかかるため、取引段階が多い製品と取引段階が少ない製品との間に不公平が生ずるため必要不可欠な仕組み→仕入れに含まれる消費税分を控除するのは事業者の権利だという主張。
- ② 仕入税額控除方式廃止論→フランスが導入した目的は他国に比して弱体なフランスの輸出企業に対し補助金・還付金を与えるため→動機が不純→税の還付は格差社会をもたらす、貿易戦争を招く→零細事業者を取引から排除するインボイス方式の導入をもたらす。
- ③ 仕入税額控除方式により輸出還付金を不正に受け取る事件多発→日本では2021年7月から2022年6月までの1年間に消費税の還付申告を行った法人のうち791件に不正還付が発見され、追徴税額は約111億円に→EUでは、2013年度に加盟国全体で本来徴収すべき税額と実際徴収額との差額が1,700億ユーロ(約23兆円)もあり、ほとんどが輸出免税制度を悪用した詐取によるもの→輸出企業に還付する方法を改めるべきだと提言。
- ④ 世界130か国に消費税・付加価値税タイプの税金が導入されている→フランスが弱体な輸出企業に還付金を与えるという仕入税額控除の目的はなくなった→日本も輸出大企業を保護する必要はないので消費税は廃止すべき。

12 インボイス廃止運動から消費税廃止運動へ

- ① 消費税は消滅寸前の悪税→アメリカに消費税タイプの税金がない→カナダは1991年、7%で導入した消費税を2006年に6%に、2008年に5%に引き下げ→マレーシアは2015年4月に6%で導入した消費税を2018年6月、野党勝利で廃止→EU委員会は2016年4月、付加価値税の抜本的見直し「アクションプラン」を発表→輸出企業に還付金を与えぬ仕組みのほか、軽減税率の見直し、中小事業者の事務負担の簡素化などを提言。
- ② インボイス制度を廃止するには消費税を廃止するのが一番→インボイス反対運動のエネルギーを消費税廃止運動に昇華させる→あるべき税制→滞納の発生しない税制、赤字なら払わなくてもよい税制→応能負担原則に基づく税制→超過累進税率による直接税中心税制にする。
- ③ 消費税を廃止しても財源はある→「不公平な税制をただす会」の提言→平均税率の現行法人税を5%から45%の5段階の累進税率にする→申告所得税の税率を1976年当時の税率を参考に5%から57%に変更する→金融所得課税に適用されている15%の分離課税を30%に引き上げる→相続税の最高税率を75%に引き上げる→一律10%の個人住民税を7%から18%の累進税率にする→合計増収試算額は51兆7,689億円に(表2参照)。

表1 インボイス制度による増税額の試算

フリーランスタイプ 類型、課税される業種	合計人数	課税本業 選択者割合	課税事業 選択者数	平均年収×みなし 仕入率	消費税率	消費税増税額
副業系すきまワーカー	424万人	100%	424万人	62万円×0.5=31.1万円	10%	1,320億円
複業系パラレルワーカー	356万人	100%	356万人	103万円×0.5=51.4万円	10%	1,830億円
自由業系フリーワーカー	297万人	100%	297万人	89万円×0.5=44.5万円	10%	1,322億円
自営業系独立オーナー	500万人	60%	300万人	297万円×0.5=149万円	10%	4,464億円
フリーランス小計	1,577万人		1,377万人		10%	8,936億円
小規模自販機設置者	400万台	30%	120万人	10万円×0.5=5万円	10%	60億円
小規模農家	100万人	40%	40万人	100万円×0.2=20万円	10%	64億円
不動産貸付業	94万人	30%	28万人	200万円×0.6=120万円	10%	336億円
開業医(自費収入分)	7万人	90%	6.3万人	200万円×0.5=100万円	10%	63億円
弁護士等庶業	24万人	35%	8.4万人	300万円×0.5=150万円	10%	126億円
住宅用太陽光発電	田村貴昭衆議院議員の国会質問での増税試算額					580億円
シルバー人材センター	田村貴昭衆議院議員の国会質問での増税試算額					200億円
フリーランス以外の小計						1,429億円
合計						1兆0,365億円

ランサーズ㈱の「新・フリーランス実態調査、2021-2022年」矢野経済研究所等の資料に基づき湖東京至が作表。

この表には携帯電話基地局アンテナを設置するマンション管理組合等インボイス発行が見込まれる業種が多々あるが、全てを掲載していない。

表2 応能負担原則による財源試算 2023年分

不公平な税制をただす会財源試算研究会

税目	増収額	増収計算方法
申告所得税	12兆9,124億円	2021年分申告所得税の課税所得（200万円以下）から上の階級について、1976年当時適用の税率を適用した。
源泉所得税	11兆2,054億円	消費税導入前の源泉分離課税の税率30%を2021年度の源泉所得に当てはめて計算した。
相続税 (累積所得)	1兆4,045億円	2020年中に開始した相続税の課税価格5億円超～100億円超について1988年の相続税の最高税率を適用した。
法人税	24兆4,251億円	2019年度の法人税について、5段階（5%、15%、25%、35%、45%）の超過累進税率を適用した。
住民税	1兆8,215億円	2020年分申告所得税の実際所得に1976年当時に適用されていた住民税の累進税率を適用した。
合計		51兆7,689億円